

(第1号関係様式)

回答書

令和8年6月19日

福島県観光交流課長

三県連携による台湾プロモーション事業 公募型プロポーザルに係る質問について下記のとおり回答します。

質問事項	回答
<p>1.参加資格について</p> <p>本募集要領の参加要件には、日本国内法人であること、または日本国内に法人登記を有することは明記されていないと認識しております。台湾法人など、台湾に本社を有する事業者でも、本プロポーザルに参加し、契約を締結することは可能でしょうか。</p>	<p>1.台湾に本社を有する事業者など、海外法人であっても、本募集要領に定める参加要件を満たす場合は、本プロポーザルに参加し、契約を締結することが可能です。</p>
<p>2. 法人登記簿の写しについて</p> <p>提出書類として「法人登記簿の写し」と記載されていますが、海外法人の場合は、現地政府機関が発行する会社登記証明書等の提出で代替可能でしょうか。また、日本語訳の添付は必要でしょうか。</p>	<p>2. 海外法人の場合は、現地政府機関が発行する会社登記証明書等、法人の登記内容が確認できる書類の提出により代替可能です。</p> <p>なお、内容確認のため、日本語訳を添付してください。</p>
<p>3. 税金関係書類について</p> <p>参加要件に「山形県、福島県及び新潟県の県税の納税義務を有するものにあつては、当該県税の未納がない者」とありますが、日本国内に納税義務を有しない海外法人の場合、県税・消費税等に</p>	<p>3. 日本国内において県税、消費税及び地方消費税の納税義務を有しない海外法人の場合、当該税目に関する納税証明書の提出は不要です。</p> <p>ただし、参加資格の確認にあたり、必要に応じて追加資料の提出を求め</p>

<p>関する証明書の提出は不要という理解でよろしいでしょうか。</p> <p>4.契約形態について 本事業は福島県、山形県及び新潟インバウンド推進協議会がそれぞれ上限150万円で契約を締結すると記載されていますが、契約書は3者それぞれと個別に締結する形になりますでしょうか。</p> <p>また、海外法人との契約において、特別な対応が必要となる場合はありますでしょうか。</p> <p>5.タイガーエア台湾との連携範囲について 仕様書では、タイガーエア台湾公式SNSでの発信、特設LP制作、台湾現地イベントでの連携等が記載されていますが、タイガーエア台湾側の協力内容について、県側で既に調整済みの範囲があればご教示いただけますでしょうか。</p> <p>6.二次利用の範囲について 本事業で制作した特設LP、記事、写真、動画等について、三県のオウンドメ</p>	<p>る場合があります。</p> <p>4. 契約書は、福島県、山形県及び新潟インバウンド推進協議会が、それぞれ契約候補者と個別に締結することになります。</p> <p>海外法人との契約における個別の取扱いについては、各契約主体において確認のうえ、契約協議時に必要に応じて調整します。なお、各県とも、現時点では契約において特別な対応は想定しておりません。</p> <p>5.タイガーエア台湾公式 SNS での発信については、福島県からタイガーエア台湾に協力を依頼し、協力可能である旨の承諾を得ております。</p> <p>なお、投稿時期、投稿回数、発信内容を含む具体的な連携内容については現時点では未定です。また、特設LP制作や台湾現地イベントでの連携についても、現時点で調整済みの事項はありません。</p> <p>これらの内容については、契約候補者決定後、県、受託者及びタイガーエア台湾等との協議により決定します。</p> <p>6. 本事業により制作する特設 LP、記事、写真、動画等については、三県のオウンドメディア等での転載・再</p>
---	---

<p>ディア等で二次利用可能とする旨が記載されていますが、インフルエンサー本人が撮影・制作した素材についても、原則として二次利用可能な権利処理が必要という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>編集等を想定しているため、原則として二次利用可能となるよう権利処理を行ってください。</p> <p>一方で、インフルエンサー本人が自身の SNS 等で発信するために撮影・制作した素材そのものについては、必ずしも二次利用可能な権利処理を求めるものではありません。</p> <p>ただし、本事業の成果品や特設 LP、動画等に使用する素材については、県が活用できるよう必要な権利処理を行ってください。</p>
<p>7.募集要領には「書面審査により実施する」と記載されておりますが、本案件は企画提案書による書面審査のみという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>7. お見込みのとおり、本プロポーザルは、提出された企画提案書等による書面審査により実施します。</p> <p>なお、審査にあたり必要がある場合は、担当部局を通じて提案者に質問を行う場合があります。</p>
<p>8.企画提案書等提出について</p> <p>募集要領に「本事業は福島県、山形県及び新潟インバウンド推進協議会（新潟県）の連携事業であり、各者がそれぞれ 1,500,000 円を上限として契約を締結する。」とあるが、企画提案時に提出する「事業経費積算書」では、3 枚に分割せず、総額で作成して問題ないか。</p>	<p>8. 企画提案時に提出する事業経費積算書は、総額で作成して差し支えありません。</p> <p>ただし、本事業は福島県、山形県及び新潟インバウンド推進協議会がそれぞれ契約を締結するため、契約協議及び見積徴取の段階で、各契約主体ごとの内訳等について確認する必要があります。</p>
<p>9.現地取材の実施について</p> <p>仕様書に「新潟空港及び福島空港を</p>	<p>9. 台湾から各空港への発着便の利用を必須とするものではありません</p>

<p>それぞれ利用した2行程とすること」とあるが、これは台湾から各空港への発着便の利用も必須となるか。台湾市場に影響を持つ日本在住のインフルエンサーを起用しても問題ないか。</p>	<p>ん。台湾市場に影響力を有する日本在住のインフルエンサーを起用することも可能です。</p> <p>ただし、行程については、新潟空港及び福島空港をそれぞれ利用することを前提とした2行程とし、各空港に就航している台湾便の利用促進につながる内容としてください。</p> <p>また、空港から各観光地へのアクセスや移動手段等についても取材・整理し、台湾からの訪日旅行者が具体的に旅行を検討できる内容としてください。</p>
<p>10. SNSでの情報発信について</p> <p>仕様書に「制作したコンテンツについて、タイガーエア台湾公式 SNS (Instagram 及び Facebook) において発信すること。」とあるが、これは取材をしたインフルエンサーの SNS との共同投稿でも問題ないか。</p>	<p>10. 本事業では、タイガーエア台湾公式 SNS での発信を行うことを求めています。そのうえで、取材を行ったインフルエンサーの SNS との共同投稿や、インフルエンサー個人 SNS での追加発信を行うことは差し支えありません。</p> <p>効果的な情報拡散につながる手法として、具体的に提案してください。</p>
<p>11. 現地イベントとの連携（日本東北遊楽日等）について</p> <p>仕様書に「台湾における現地イベント（日本東北遊楽日等）において、タイガーエア台湾と連携した効果的な情報発信を実施すること。」とあるが、現地イベントの出展に係る費用も本事業の予算に組み入れる必要があるのか。</p>	<p>11. 現地イベント（日本東北遊楽日等）については、タイガーエア台湾のブース等を活用し、本事業と連携した PR を行うことを想定しています。</p> <p>具体的には、本事業で制作した動画コンテンツの放映や、各県のパンフレット配布等による PR を想定しており、ブース出展費用の計上まで</p>

<p>以 上</p>	<p>は求めません。</p> <p>ただし、現地での対応に必要な人件費、パンフレット等の輸送費、動画放映や資料配布に係る調整費等、本事業と連携した PR の実施に必要な経費については、必要に応じて積算してください。</p> <p>なお、具体的な実施内容、体制、役割分担等については、タイガーエア台湾との調整結果及び事業全体の予算規模を踏まえ、県と協議のうえ決定することとします。</p> <p>以 上</p>
------------	--